

パブリックコメント手続資料

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について —市民の皆様から意見を募集します—

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されます。

この新制度の実施に当たっては、国の府省令で定められた基準を踏まえ、地方自治体が条例で基準を定めることとなりました。

つきましては、市民の皆様からの御意見を次により募集します。

1 条例の制定時期

平成27年4月1日（予定）

2 制定する条例

（1）新たに制定する条例

- ア 「（仮称）川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」
- イ 「（仮称）川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」
- ウ 「（仮称）川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

（2）一部を改正する条例

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

3 意見の募集期間

平成26年6月19日（木）から平成26年7月18日（金）まで

4 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。
- ◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

5 意見の締め切り

平成 26 年 7 月 18 日（金）（郵送は、当日必着）

ただし、持参の場合には、7 月 18 日（金）の 17 時 15 分までとします。

6 資料の閲覧場所

川崎市役所第三庁舎 2 階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

7 送付先・問い合わせ先

基準名	意見提出先・問い合わせ先
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課 電話：044(200)3179 F A X：044(200)3190
家庭的保育事業等の設備及び運営の基準	市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課調整第 2 係 電話：044(200)3128 F A X：044(200)3933
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課調整第 1 係 電話：044(200)2662 F A X：044(200)3933
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について

1 これまでの経過と条例制定の趣旨

(1) 経過

平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、「子ども・子育て支援法」（以下「支援法」という。）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「認定こども園法」という。）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）が成立し、この3法に基づく取組み（以下「新制度」という。）が平成27年4月から開始されることとなりました。

これにより、自治体は、国が府省令で定める基準を踏まえ、条例で基準を定め、また、既存条例を一部改正することとされました。

(2) 趣旨

新制度では、教育・保育施設（保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、「認可基準」を満たすとともに、新制度の給付対象となるための「運営に関する基準」を満たす必要があります。

新制度での新たな類型である幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等については、既存の認可基準がないため、この度「設備及び運営に関する基準」として新たに定める必要があります。

また、「運営に関する基準」についても、新制度での確認行為のため、新たに定める必要があります。

さらに、これらの基準との整合性を図る観点から、既存の児童福祉施設の認可基準についても条例の一部改正を行います。

《今回制定する条例（太枠で囲まれた基準）》

施設・事業の類型	認可		確認	
	認可主体	設備・運営基準（認可基準） ※施設・事業を行うために満たすべき基準	確認主体	運営基準 ※新制度上の給付対象となるために満たすべき基準
幼稚園	県	幼稚園設置基準	市	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
保育所	市	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		
認定こども園	幼保連携型	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準		
	幼稚園型	認定こども園の認定の基準		
	保育所型			
地方裁量型	県※			
地域型保育事業	市	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準		
家庭的保育	市	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準		
小規模保育				
居宅訪問型保育				
事業所内保育				

※幼稚園型認定こども園は幼稚園としての認可を、保育所型認定こども園は保育所としての認可を受けるとともに、県から認定こども園の認定を受ける。

2 制定する条例

(1) 新たに制定する条例

- ア 「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」
- イ 「(仮称)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」
- ウ 「(仮称)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

(2) 一部を改正する条例

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

3 本市における条例制定の考え方

新制度を実施するにあたり、市町村は、国が定める基準を踏まえて条例等で基準を定めることとなっています。国が定める基準には「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されており、地方自治体はこの基準にしたがって条例を定めるものとされています。

国が府省令で定める基準は、新制度における新たな基準であり、児童福祉行政の趣旨を反映した適切なものであるとの考えから、国の基準を踏襲することを基本方針とします。

しかし、「従うべき基準」については、国の基準より上回るべき本市の実情がある場合、「参酌すべき基準」については、国の基準より上回る又は緩和すべき本市の実情がある場合は、本市の独自基準を定めることとします。

また、条例制定にあたっては、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」との整合を図っていくものとします。

4 条例の制定又は一部改正する基準の概要

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

幼保連携型認定こども園については、新制度における新たな施設類型として、都道府県、政令指定都市、中核市が認可することとなることから、認可基準である学級の編制、職員、設備及び運営の基準について、本市においても、認定こども園法第13条第1項に基づいて条例で定めるものです。

ウ 独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
【園舎に備えるべき施設】 乳児室、ほふく室の面積 (従うべき基準)	乳児室 1.65㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数 ほふく室 3.3㎡×満2歳未満の園児のうちほふくするものの数	乳児室又はほふく室 3.3㎡×満2歳未満の園児の数	国の「従うべき基準」であるが、本市において「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、市民ニーズである保育受入枠の確保を図りつつも保育環境をより一層充実させる観点から、乳児室面積を国よりも高い基準で定めているところであり、本条例についても、児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、国よりも高い基準を設ける。
【保育時間等】 開園日 開園時間 (参酌すべき基準)	定めなし	○1年の開園日は、日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開園時間は、原則11時間とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、認可保育所と同様の基準を新たに設ける。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称) 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

家庭的保育事業等（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4類型）については、新制度における新たな事業類型として、市町村が認可することとなることから、認可基準である設備及び運営の基準について、本市においても児童福祉法第 34 条の 16 に基づいて条例で定めるものです。

ウ 独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
<p>【一般原則】 事業主体 (参酌すべき基準)</p>	定めなし	家庭的保育事業者等（家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を除く）は、法人格を有するものとする。	安定的、継続的な運営を担保する観点から、国よりも高い基準を設ける。
<p>【設備の基準】 定員 20 名以上の事業所内保育事業の乳児室、ほふく室の面積 (参酌すべき基準)</p>	<p>乳児室 乳児又は満2歳に満たない幼児 1 人につき <u>1.65 m²</u></p> <p>ほふく室 乳児又は満2歳に満たない幼児 1 人につき <u>3.3 m²</u></p>	<p><u>乳児室又はほふく室</u> 乳児又は満2歳に満たない幼児 1 人につき <u>3.3 m²</u></p>	本市において「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、市民ニーズである保育受入枠の確保を図りつつも保育環境をより一層充実させる観点から、乳児室面積を国よりも高い基準で定めているところであり、本条例についても、児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、国よりも高い基準を設ける。
<p>【保育時間等】 小規模保育事業 A 型・B 型の開所日 開所時間 (参酌すべき基準)</p>	定めなし	<p>○1年の開所日は、日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開所時間は、11時間を原則とする。</p>	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、認可保育所と同様の基準を新たに設ける。ただし、C型については、職員配置の基準が家庭的保育事業と同じため、国基準どおりとする。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

新制度では、教育・保育施設（保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、認可基準及び運営に関する基準を満たすことが求められており、市町村は施設・事業者からの申請に基づいて、これらの施設・事業が給付の対象となることを確認することとされています。したがって、本市においても、支援法第34条第3項及び第46条第3項に基づいて利用定員、運営及び特例給付に関する基準について条例で定めるものです。

ウ 独自基準を定めるもの

法の趣旨を鑑みて、本市独自の基準は特に定めず、国の基準どおりとします。

(4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

ア 一部改正する条例名

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例改正の理由

保育所については、児童福祉施設であると同時に、新制度における特定教育・保育施設でもあり、また、幼保連携型認定こども園についても(1)の基準を定めるため、上記(1)(3)の基準との整合性を図る観点から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、条例の一部改正を行います。

ウ 改正に伴い本市独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
【保育時間等】 開所日 開所時間 (参酌すべき基準)	定めなし	○保育所の1年の開所日は、日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開所時間は、11時間を原則とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、基準を新たに設ける。

5 今後のスケジュール

- 平成26年9月 平成26年第3回川崎市議会定例会提出(予定)
- 平成26年10月 条例公布
- 平成27年4月1日 条例施行(予定)